

議 会 全 員 協 議 会 次 第

日 時 令和 7 年 6 月 13 日 (金) 本会議終了後
場 所 清川村庁舎 4 階 住民センター集会室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

- (1) 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定の締結について（子育て健康福祉課）
- (2) その他

4 閉 会

議会全員協議会資料

災害時等における避難行動要
支援者の緊急受入れに関する
協定の締結について

令和7年6月13日（金）

子育て健康福祉課

災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定の締結について

1 趣旨

災害時等に、避難行動要支援者の安全確保を図ることを目的に、村内にある障害者支援施設である清川ホームへの緊急受入れを可能とするため、協定を締結しました。

2 対象者（在宅のみを対象とします）

- ① 下肢または体幹機能障がい者（1級、2級）
- ② 視覚障がい者（1級、2級）
- ③ 療育手帳（A1、A2）所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑥ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意したもの

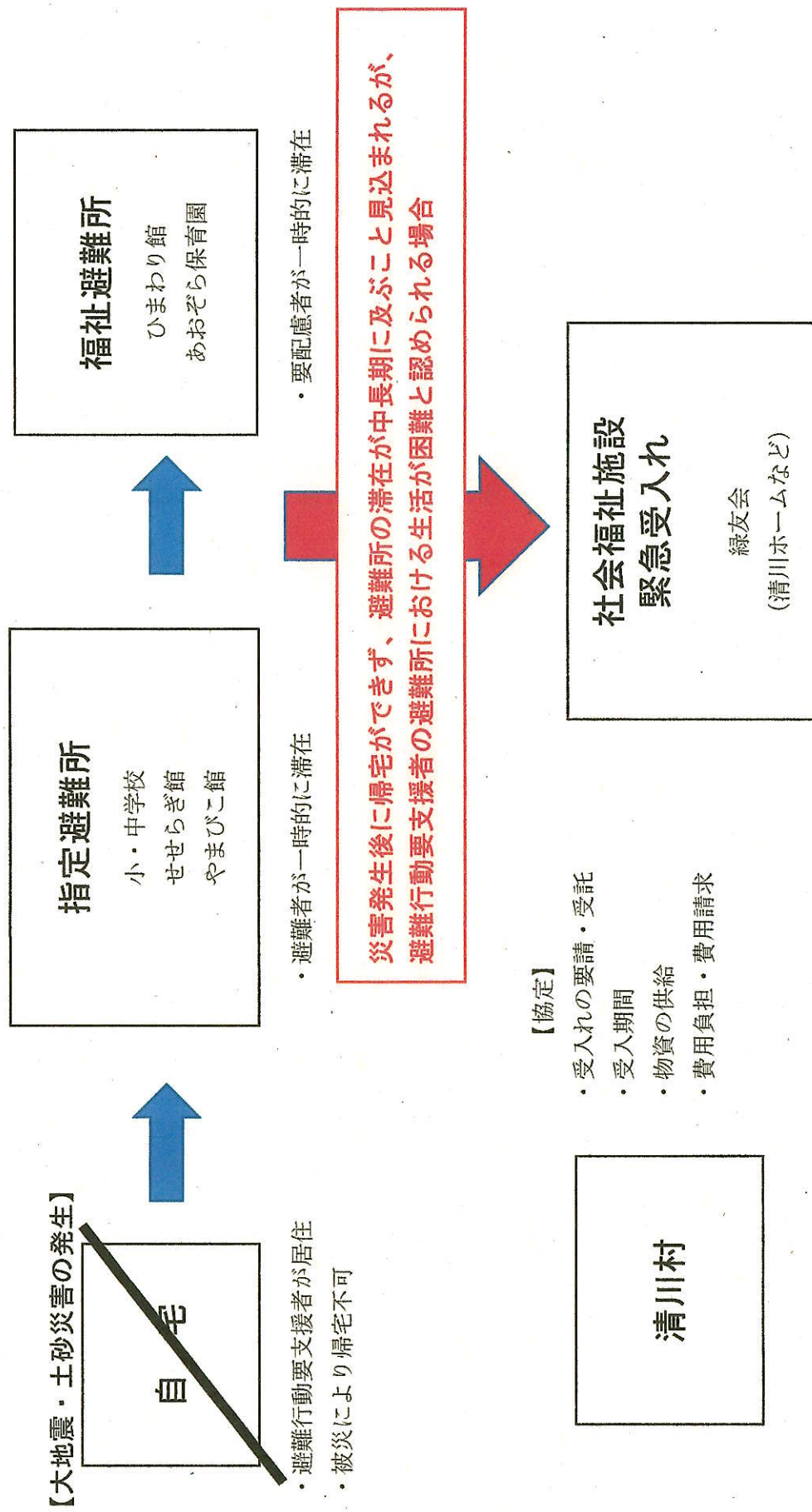
3 協定締結日

令和7年6月1日

4 協定締結相手方

社会福祉法人 緑友会

5 協定内容のイメージ



災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

清川村（以下「甲」という。）と社会福祉法人 緑友会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に定める者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、清川村地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（受入期間）

第5条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第6条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

（物資の供給）

第7条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

（費用の負担）

第8条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

（受入手続等）

第9条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第

1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。)により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

(実績報告及び費用請求)

第10条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿(第2号様式)及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書(第3号様式)を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用(以下「費用」という。)を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第11条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年6月1日

甲 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

清川村長 岩 澤 吉 美

乙 伊勢原市伊勢原三丁目6番7号

社会福祉法人 緑友会

理事長 岩 崎 尊 之

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
 - ② 視覚障がい者（1級、2級）
 - ③ 療育手帳（A1、A2）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居している者
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
 - ⑤ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
 - ⑥ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意した者
- ※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。また、車椅子の利用者は除く。